

## 別紙 2

# 「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行におけるファシリテータの中立性・独立性確保のための協定書（案）

平成 18 年 6 月 22 日 特定非営利活動法人 コモンズ

## 1. はじめに

本協定書は、吉野川水系河川整備計画を策定するに際し、国土交通省が開催を予定している「吉野川流域住民の意見を聴く会」(以下、「住民の意見を聴く会」と略記)の進行における、ファシリテータの中立性・独立性の確保のために、国土交通省とコモンズの間で取り交わすものです。

## 2. 用語の定義

### 「住民の意見を聴く会」の運営：

- ・ 「住民の意見を聴く会」における、参加者募集、テーマの決定、参加者への説明内容、日程の決定、会場の決定、意見情報整理、意見情報の公開の方法など、「住民の意見を聴く会」の実施に係る企画・運営に関わること

### 「住民の意見を聴く会」の進行：

- ・ 「住民の意見を聴く会」における、順序と時間配分、意見の収集方法、参加者間での意見の相互認識の方法など、当日の「住民の意見を聴く会」の進行に関すること

## 3. 協定事項

### 3.1 基本事項

#### (1) グラウンド・ルール等

- ・ 国土交通省及びコモンズは、「住民の意見を聴く会」のグラウンド・ルール、及び、本協定書を尊重し遵守します。
- ・ 国土交通省は、グラウンド・ルールを「住民の意見を聴く会」の初回開催日の2週間前までに公開するものとします。

## (2) 役割

- ・ 国土交通省は、「住民の意見を聴く会」の運営を担当します。
- ・ コモンズは、「住民の意見を聴く会」の進行を担当します。

## 3.2 詳細事項

### (1) 国土交通省の責務等

- ・ 国土交通省は、「住民の意見を聴く会」の進行については、ファシリテータの独自性を確保するものとします。
- ・ 国土交通省は、「住民の意見を聴く会」を開催する場合には、予定の2週間前までにコモンズへ説明するよう努め、「住民の意見を聴く会」の運営について必要な打ち合わせを実施するものとします。

### (2) コモンズの責務等

- ・ コモンズは、意見交換会の場の進行役を配置するとともに創意工夫した方法により進行する等、流域住民の意見を忠実に聴取するよう努めます。
- ・ コモンズは、自ら、中立・独立の立場にあることを、必要に応じ文書等により公表できるものとします。
- ・ 各回の「住民の意見を聴く会」の進行方法について、コモンズは、開催日の1週間前までに国土交通省に提案し、必要な打ち合わせを行い、3日前までに決定するよう努めます。
- ・ コモンズは、「住民の意見を聴く会」の進行を的確に実施するため必要がある場合には、「住民の意見を聴く会」の運営について、国土交通省に書面等により意見を提出することができます。

### (3) 打ち合わせ記録簿

- ・ 上記(1)(2)で実施した打ち合わせ内容については、国土交通省が打ち合わせ記録簿を作成します。
- ・ 打ち合わせ記録簿は、国土交通省、及び、コモンズが確認した上で、各回の「住民の意見を聴く会」が終了した後5年間、それぞれが保管するものとします。
- ・ 打ち合わせ記録簿について、他の者への公開等の必要が発生した場合は、その措置について国土交通省、及び、コモンズが協議し決定します。